

# 明治から昭和戦前期における戸籍名の表記と音声 -複名俗と一人一名制のあいだ-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三浦, 直人 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/00023150">http://hdl.handle.net/10291/00023150</a>

明治大学大学院文学研究科

2022 年度

博士学位請求論文

(要約)

明治から昭和戦前期における戸籍名の表記と音声  
——複名俗と一人一名制のあいだ——

Expression in Writing and Pronunciation of Registered  
Names through the Meiji to the Early Showa Periods:  
Between Polyonymy and the 1872 Japanese System that  
Allows Only One Name per Lifetime

学位請求者 史学専攻

三浦 直人

明治から昭和戦前期における戸籍名の表記と音声  
——複名俗と一人一名制のあいだ——

史学専攻  
三浦 直人

## 1 本論文の構成

### 序章

- 第1節 課題設定の理由
- 第2節 先行研究の整理
- 第3節 方法としての日本漢字
- 第4節 本論文の構成

### 第1章 戸籍名に〈唯一の〉〈正しい〉読みはあるか ——由利公正と田中隆吉の名を事例として——

#### はじめに

- 第1節 由利公正の読み方に関する諸言説
  - (1) 「「公正」は「コウセイ」が正しい」とする主張
  - (2) 英文署名〈きみまさ〉の発見
- 第2節 〈唯一の〉〈正しい〉読みをめぐる判断基準
  - (1) 〈コウセイ〉・〈きみまさ〉両説の批判的検討
  - (2) 田中隆吉の読み方をめぐって
- 第3節 〈名の読みの複数性〉という視角
  - (1) 〈戸籍上の読み〉の不在
  - (2) 見取り図の提示

#### おわりに

### 第2章 明治から昭和戦前期における男性名の表記と音声 ——実名と通称それぞれの特徴は戸籍名にどう流れ込んだか——

#### はじめに

- 第1節 実名・通称の別
  - (1) 〈呼ばないための名〉と〈呼ぶための名〉
  - (2) 近世社会における実名の表記と音声
  - (3) 近世社会における通称の表記と音声
- 第2節 名の読みをめぐる公議所の議論
  - (1) 森金之丞の建議
  - (2) 読みの制限という発想
- 第3節 一人一名制の確立と戸籍名の性格

(1) 戸籍名の表記とその取り扱い

(2) 戸籍名の音声とその取り扱い

#### 第4節 実名・通称の合流

(1) 実名系の戸籍名

(2) 通称系の戸籍名

おわりに

### 第3章 明治から昭和戦前期における女性名の表記と音声

——姓名判断は女性の運命を占えたか——

はじめに

#### 第1節 姓名判断における男女の非対称性

(1) 手引書の挙例に見る男女の不均衡

(2) 女性名に対する例外的基準の適用

#### 第2節 女性名の特質

(1) 漢字と仮名のジェンダー規範

(2) 接尾語〈子〉の変遷

#### 第3節 女性名の社会的位置付け

(1) 一人一名制と女性名

(2) 熊崎式姓名学と女性名

おわりに

### 第4章 名付けられること・名乗ること・名指されること

——一人一名制下における音声上の複名・改名——

はじめに

#### 第1節 音声上の複名・改名を論ずるに当たって

(1) 複名・改名禁止法制の両義的な性格

(2) 表音文字圏との接触から

#### 第2節 揺れ動く自己

(1) 自分の名が読めないということ

(2) 斎藤茂吉の場合

(3) 折口信夫の場合

#### 第3節 立場にふさわしい読み方をめぐって

(1) 山本権兵衛・大野伴睦の場合

(2) 宮武外骨の場合

#### 第4節 正誤のあいだ

(1) 〈正答〉の範囲を広げる

(2) 読みの範囲を狭める

#### 第5節 氏の読み方をめぐって

(1) 名の読みの問題における氏の両義性

## (2) 音声上の改氏

おわりに

### 第5章 犬養毅の読み方をめぐる『痴遊雑誌』誌上の論争について

——つよし・つよき・キ・たけし・たけき・しのぶ——

はじめに

#### 第1節 論争の〈結論〉と出発点

(1) 『犬養木堂伝』の記述

(2) 鷺尾義直の問題提起

#### 第2節 不可視化された異説

(1) 大口喜六の〈たけし〉・〈たけき〉説

(2) 松原豊の〈たけし〉説

#### 第3節 鷺尾義直の盲点

(1) 〈たけし〉・〈たけき〉の読み方をめぐって

(2) 使用時期の重なり

おわりに

終章

第1節 各章を振り返って

第2節 「複数性」の「一回的なあり方」

第3節 今後の課題

## 2 問題意識と目的

個人とは何か。自己や他者とは、一体何なのだろうか。このような問題を考えてみると、重要な手掛かりの1つとなりうるのが、日常的に用いられる人名である。人名をどう捉えるかということは、自他や個人をどう捉えるかということと相互規定的な関係にある。ともすれば我々は、人名を、自己という閉じた領域にのみ関わるもの、個人の単一性・固定性を表徴するものとして捉えがちである。そこには、いわゆる西洋近代的な自己（お好みならば、主体という表現を用いても良いだろう）のイメージが映り込んでいる。

しかしながら、かかる〈常識〉的な人名観は、人名を公的に登録しておくという制度（日本社会で言えば、戸籍名という現行の制度）に強く規定されたものでもある。実際には、名付けや名指しといった他者の関与を抜きにして、人名の問題を考えることは出来ないし、他者との関係性において立ち現れる自己の姿も、決して単一的・固定的なものではない。

他方で、戸籍名の政治性を強調することのみに終始してしまえば、関係性への着目も、構造主義や国民国家論のように、個人を権力・構造のうちに解体してしまう立場（ここでは、ルイ・アルチュセールの「呼びかけ」や、ミシェル・フーコーの *objet*（主体／臣下の両義性）といった議論を想定している。ルイ・アルチュセール著、西川長夫、伊吹浩一、大中一彌、今野晃、山家歩訳『再生産について——イデオロギーと国家のイデオロギー諸

装置——』下、平凡社、2010年。ミシェル・フーコー著、田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰——』新潮社、1977年ほかを参照）へとつながりかねないことになる。

歴史学全般の動向としては、構造主義批判・国民国家論批判の文脈から、関係性を強調しつつ、個人や主体にあらためて着目する議論も登場してきてはいるが（例えば、大門正克『歴史への問い／現在への問い』校倉書房、2008年など）、そこでは、関係性への融解という問題を、どう乗り越えるかという点が、不明確であるように思われる。個人や自己にまつわる両極端な立場（①個人の単一性・固定性を自明視してしまう立場と、②個人を関係性のうちに解体してしまう立場）から、一定の距離を取るためには、戸籍名の本質と人名一般のそれとを厳密に区別し、後者をモデルに、その再定位を図る必要がある。

実際のところ、1人の人間が、生涯にわたって、ただ1つの名（出生時に与えられた名）を用いるという現行の制度は、決して普遍的・不変的なものではない。そもそも近世以前の日本社会においては、年齢や社会的地位などの変化に応じて、名を改めることが一般的であり（改名俗）、同時期に複数の名を併称することも少なくなかった（複名俗）。法制史（家族法）の井戸田博史は、前者を「タテの複名習俗」、後者を「ヨコの複名習俗」と呼んでいる（井戸田博史『氏と名と族称——その法史学的研究——』法律文化社、2003年）。

ところが明治期に入ると、1872年5月の「複名禁止令」（<sup>じつみょう</sup>実名・通称の併用を禁じた）、同8月の「改名禁止令」（改氏・改名を禁じた）によって、従来の複名・改名俗が否定され、個人の名を生涯ただ1つに限る、いわゆる一人一名制が確立することとなる。1875年2月の「平民苗字必称令」（1870年9月に「平民苗字許容令」が布告されたが、この時点では、氏を公称しなかった者も多く、徴兵事務に支障が出ていたため、陸軍省が氏の強制化を求めた）とも相俟って、〈唯一不変〉の戸籍名が誕生したのである（以上、法令の呼称については、いずれも、前掲井戸田 2003年）。明治政府が、氏名の創出と固定に力を注いだ背景には、戸籍制度を通じて、全〈国民〉を一元的に管理・把握する狙いがあったと位置付けられている（例えば、高梨公之「苗字名改称禁止立法とその前後」（同『日本婚姻法史論——日本における婚姻の実態とその変遷についての一考察——』有斐閣、1976年）。前掲井戸田 2003年。大藤修『日本人の姓・苗字・名前——人名に刻まれた歴史——』吉川弘文館、2012年ほか。ただし、1872年以前については、必ずしも一貫した目的のもとで、人名政策が立案・実施されていたわけではなかったことが、日本近世史の尾脇秀和によって強調されている。尾脇秀和「近世「名前」の終焉と近代「氏名」の成立——官位の通称利用の破綻とその影響——」（『明治維新史研究』16、明治維新史学会、2019年1月）。同『氏名の誕生——江戸時代の名前はなぜ消えたのか——』筑摩書房、2021年などを参照のこと）。

複名俗（ここでは、「タテの複名習俗」・「ヨコの複名習俗」の双方を含み込んだ広義の複名俗）と一人一名制との隔たりは、あまりに大きい。制度の変更によって、人名を取り巻く〈常識〉までもが直ちに变化したと考えるならば、それはやはり早計に過ぎると言わねばならない。ただ、明治政府の人名政策に関する研究は、主として法制史分野（民法・家族法）において進められてきたこともあり、そのような隔たりも、①布告や伺・指令が頻繁に出されたごく短い期間（明治民法の施行された1898年が、おおよその下限となろうか）

を対象として、②法や制度との接触面に浮上した限定的な事例をもとに描かれる傾向が強かった。自己認識や他者把握の問題とも関わる人名観の変容を跡付けるためには、法や制度の整備過程には留まらない長期的な視座が不可欠となる。本研究では、明治から昭和戦前期にかけての人名を、複名俗と一人一名制の〈あいだ〉という観点から分析することで、現代日本社会の〈常識〉的な人名観を相対化し、個人や自己・他者の在り方を問う1つの契機としてみたい。人名一般の本質は、戸籍名という制度ではなく、むしろ、必ずしもそこには包摂されえなかった日常的な人名使用の場に求められることとなろう。

その際、議論の俎上に載せられたのが、戸籍名の表記（本稿では、文字列という意味で用いている）と音声（本稿では、音声実現の意で用いている）という問題である。それでは、なぜ表記と音声なのだろうか。文化人類学の川田順造によれば、「文字で名を書く社会」においては、人名が「ラベルとしていわば「客観的」にそれをもつ者に貼りついている」かのような「錯覚」が形成されやすい。戸籍名などの公的な登録名は、その典型例であると言えよう。他方、「文字のない社会」では、人名は「生きた声を通じて、したがってきわめて状況的に、呼ぶ者と呼ばれる者のかかわりの内に存在している」（川田順造『聲』筑摩書房、1998年）。無論、「文字で名を書く社会」においても、本来的にはそうであるはずだが、川田が「文字を必要としなかった社会」（川田順造『口頭伝承論』上、平凡社、2001年）を例に採らなければならなかったように、そのことは極めて見えにくくなっているのが実状である。そこで本稿では、〈方法としての日本漢字〉に焦点を当てることとしたい。

表音文字圏においては、表記は音声の代理と見做されることが多く（例えば、フェルディナン・ド・ソシュールの「聴覚映像」概念を想起されたい。フェルディナン・ド・ソシュール著、小林英夫訳『一般言語学講義』岩波書店、1972年）、両者のあいだに微細なずれが生じうる（もしくは現に生じている）ことは、一般にはほとんど自覚されない。しかしながら、日本社会の漢字（決して漢字一般ではないことに、注意を促しておきたい）は、表記と音声とのずれが常に顕在化する契機を内包している。かかる「とりかえ可能な世界」においては、AがAでありBではないという「アイデンティティ（同一性）」（「とりかえの禁止として在る制度が強いるもの」）も、潜在的な不安定を抱え込まざるをえない（柄谷行人『マルクスその可能性の中心』講談社、1990年を参照のこと）。日本社会の人名は、固有名であるにも関わらず、複数的な読みの可能性に、絶えず付きまわっている。本研究では、このような表記と音声とのずれに着目することで、制度としての戸籍名と、呼び呼ばれるという日常的な人名使用とのずれを描出しようと試みたのである。

### 3 各章の概要

本論文（5章構成）全体の問題提起に当たるのが、**第1章「戸籍名に〈唯一の〉〈正しい〉読みはあるか——由利公正と田中隆吉の名を事例として——」**である。日本史研究者たちは、しばしば明治から昭和戦前期における著名な人物らの名について、〈唯一の〉〈正しい〉読みを〈確定〉しようと試みてきた。そこでは、英文署名や公的な名簿、同時代人や子孫

の証言などが、重要な根拠とされている。ところが実際には、命名時の読みと当人の名乗り、当人の名乗りと周囲の名指しとが異なる場合もありえたし、ある時点と別のある時点とで、異なる自称が用いられることも少なくなかったのである。例えば、由利公正〔1829—1909〕の名については、系図や子孫の証言などを根拠として、〈コウセイ〉を〈唯一の〉〈正しい〉読みと結論付ける論考が発表されたが、その後、〈きみまさ〉の英文署名が発見され、議論が再燃することとなった。また、陸軍軍人・田中隆吉〔1893—1972〕の名をめぐっては、公的な名簿の読み〈たかよし〉と、公的な場での自称〈リュウキチ〉のいずれを採るかが問題となったことがある（なお〈たかよし〉は、命名時の読みでもある）。

そのような実態からすれば、〈唯一の〉〈正しい〉読みはどれかという問題設定自体が、現代日本社会の〈常識〉的な人名観を反映していることになる。現在に至るまで、戸籍には、氏名の読み仮名が、原則として登録されていないことを考えるならば（ただし報道の通り、近く法制化される予定である）、むしろ我々は、なぜ明治から昭和戦前期の日本社会においては、しばしば1つの人名に複数の読みが併存しえたのかと問わねばなるまい。こうした〈名の読みの複数性〉は、一人一名制の確立以後も、音声面においては、しばしば複名・改名が行なわれていたことを意味するのではないか、言い換えれば、複名俗と一人一名制の〈あいだ〉を象徴するものなのではないかというのが、本稿の仮説である。

第2章（男性名）、第3章（女性名）では、上記の問題を考察するための前提条件として、当該期の戸籍名がどのようなものとしてあったかということを検討した。まずは、**第2章「明治から昭和戦前期における男性名の表記と音声——実名と通称それぞれの特徴は戸籍名にどう流れ込んだか——」**を見てみよう。近世日本社会の人名には、実名（名乗・諱・二字）と通称（<sup>けみょう</sup>仮名・呼名）という大きく分けて2つの系統があったが、両者は漢字名としての特質を大きく異にしていた。〈呼ばないための名〉である前者は、表記重視・音声軽視の傾向が強く（口頭で呼ぶ機会はほとんどなく、自身の名乗訓みを知らない者さえあった）、〈呼ぶための名〉である後者は、表記軽視・音声重視の傾向が強かったのである（同一人物の名が、治兵衛／次兵衛と両様に書かれるなど、音通による複数表記が許容された）。

ところが、一人一名制の確立によって、実名・通称の別が消失すると、両者は相互に影響を及ぼし合いながら、言語的にも徐々に合流していくこととなる。こうした経緯を跡付けることで、全〈国民〉を書面上で一元的に管理・把握するという戸籍名本来の目的が、表記の厳格な固定と音声への無頓着という取り扱い上の大きな差異を生んでいったことが明らかとなった。しかしながら、このような戸籍名の在り方は、呼び呼ばれるという日常的な人名使用の在り方とは、大きく乖離している。逆に言えば、表記の厳格な固定にも関わらず、音声面については、理論上、自由な複名・改名の余地が残されたことになる。

ただし戸籍名が、このような政治的産物である以上、そこには個人の識別・特定機能を特に求められる名と、必ずしもそうではない名の差が明瞭に表れてもくる。こうした問題を、一人一名制の確立・定着とパラレルな関係にある姓名判断の論理から考察しようと試

みたのが、第3章「明治から昭和戦前期における女性名の表記と音声——姓名判断は女性の運命を占えたか——」である。姓名判断の要諦は、画数の算定にこそ存しているが、それを可能としたのは、表記の固定された戸籍名にほかならない。しかしながら、当該期の女性名は、漢字・仮名の相互変換、接頭語〈お〉や接尾語〈子〉の着脱などにより、表記が一定しないことも多かった。例えば、ある女性が自ら〈春子〉と署名したとしても、それだけでは、彼女の戸籍名が、〈はる〉・〈ハル〉・〈春〉・〈はる子〉・〈ハル子〉・〈春子〉のいずれであるかは、判断が付かなかったわけである。そのため多くの手引書は、女性名を男性名と同じように占うことが出来ず、各種の例外的基準を適用せねばならなかった。

姓名判断を悩ませた女性名の流動性・非単一性を、女性が責任主体として署名することがそれほど多くなかった当時の社会状況や、徴兵・徴税のために氏名の登録・固定を必要とした明治政府の意図（実際、ひとたび家制度の創出・貫徹という別の目標が設定されると、婚姻改氏の制度化というかたちで、女性名の〈生涯不変〉原則は、いとも簡単に破棄されてしまった）との布置関係において論じることで、全〈国民〉を対象とした一人一名制の不均質性を浮かび上がらせたのである。複名・改名の禁止にも関わらず、女性名については、戸籍名と結び付いた新たな複名・改名慣行が形成されつつあったとも言える。

他方、男性名の複数性は、しばしば戸籍上の把握対象とはならなかった音声面において生起することとなった。その実態を探ったのが、第4章「名付けられること・名乗ること・名指されること——一人一名制下における音声上の複名・改名——」である。複名・改名の禁止によって、名とその持ち主とのあいだには、強固な結び付きが形成されたが、他方で、自らの意思とは無関係に名付けられた名を、(原則として)生涯用い続けなければならないという新たな制度は、それ自体、潜在的な複名・改名欲求を高める1つの要因ともなりえたように思われる。音声上の複名・改名は、戸籍名を個々人の表徴と見做す感覚と、戸籍名に対する違和感・不調和とのあいだに生じたものであると位置付けられよう。

例えば、出生時に〈モキチ〉と名付けられた斎藤茂吉〔1882—1953〕は、養父の紀一から〈しげよし〉の読みを与えられ、両者をどう位置付けるかで悩み続けた。折口信夫〔1887—1953〕も、父の名付け〈しのぶ〉と家族の名指し〈のぶお〉とのほざまで、ある種の葛藤を抱えることになる。山本権兵衛〔1852—1933〕は、元の〈ゴンベエ〉を嫌って、神主の読みである〈ゴンのヒョウエ／ゴンビョウエ〉を採用し、大野伴睦〔1890—1964〕は、原敬の助言に従い、〈ともちか〉を〈バンボク〉へと改めた。宮武外骨〔1867—1955〕は、自身の境遇と時勢への皮肉を込め、〈ガイコツ〉から〈とぼね〉への改称を試みている。

当該期における音声上の複名・改名は、名付けられ、名乗り、名指されるという他者との具体的な関係性の中で生じてきたものである。〈名付けられること・名乗ること・名指されること〉のあいだに現出した種々のずれは、人名が本来、その持ち主のみに関わるものではなく、他者の存在を前提としていることを、あらためて教えてくれよう。まさしく川田が指摘した通り、人名は「生きた声を通じて、したがってきわめて状況的に、呼ぶ者と呼ばれる者のかかわりの内に存在している」のである。戦後、各種書類や出生届等に、氏

名の読み仮名記入が求められるようになっていくと、〈唯一の〉〈正しい〉読み観念と〈名の読みの複数性〉意識との奇妙な併存関係は崩れ、前者が後者を塗り潰すこととなる。

**第5章「犬養毅の読み方をめぐる『痴遊雑誌』誌上の論争について——つよし・つよき・キ・たけし・たけき・しのぶ——」**では、第4章の議論を、個別事例に即して再検討した。犬養毅〔1855—1932〕の名については、長年犬養に師事して伝記編纂の中心ともなった鷲尾義直〔1887—1955〕という人物が、1937年の『痴遊雑誌』誌上で、その名を何と読むべきかと問い、犬養と深い親交関係を有した同時代人ら（内田周平・小橋藻三衛・伊藤仁太郎（初代痴遊）・大口喜六ほか）も参加して、1年間にも及ぶ奇妙な論争が展開している。これらの証言を総合してみると、犬養自身はその存命中、〈つよし〉・〈つよき〉・〈キ〉・〈たけし〉・〈たけき〉・〈しのぶ〉という6つの読みを、同時的乃至経時的に使用していたこととなる。最も単一的・固定的に見える戸籍名さえも、自他の関係性に応じて、しばしば複数の自己の姿を映し出したわけである。人名一般の本質は、むしろそこにある。

終章では、各章の内容をもとに、人名ひいては個人の在り方を再定位しようと試みた。既述の通り、人名とは、必ずしも単一的・固定的な自己を表徴するものではなく、自己と他者との関わり合いのうちに存在するものである。そこにはしばしば、他者との関係性に応じて立ち現れる複数の自己の姿が映り込む。ここで、新たに2つの疑問が生じてこよう。第一に、人名が個人の単一性・固定性とはではなく、その複数性と結びつくものであるならば（人名とその持ち主とが、一対一の関係にないならば）、人名はいかなる意味で、固有名となりうるのだろうか。第二に、人名によって指示される個々人は、いかなる意味で、固有の存在となりうるのか。複数の自己は、他者との関係性のうちに融解し、個であることを保てなくなってしまうのではなからうか（実際、構造主義の再評価に取り組む文化人類学者の出口顯は、個人を関係性（権力・構造）のうちに解体しようと試みている。出口顯『名前のアケオロジー』紀伊國屋書店、1995年）。まずは1点目であるが、複名や改名をも考慮に入れるならば、人名の固有性とは、ある1つの名が、「多様にして変化にみちた相貌」の1つ、すなわち「固有の場」に応じた「固有の姿」と結び付いている事実を示すこととなろう（市村弘正『〈増補〉「名づけ」の精神史』平凡社、1996年を参照）。

問題は2点目である。人名の複数性という観点から見た場合、個人の固有性とは、ある人物が単一的・固定的な存在であることを、必ずしも意味しない。むしろそれは、名付けられ、名乗り、名指されるという関係性自体の固有性・一回性として位置付けられるのではないかと考えている。ある個人（自己）に対して、どのような他者がどのように関わってくるのか、そしてかかるいくつもの関係性同士が、どのように結び付き、どのような布置関係を形作っていくのか（同時性）、さらにはこうした関係性同士の関係がどのように積み重なっていくのか（経時性）ということは、まさしく一回的・偶然的である。

人名に関して言えば、他者の名付けを引き受け、自ら名乗ること、あるいは、他者の名指しに対して自ら応答することによって、他者との関係性が、時間とともに自己のうちに

層をなしていくこととなる。思想史の飛矢崎貴規が指摘したように、「個々人の相互性にかかわる「私」という存在は、他人に開かれてなお独自の時間を生きている」のである（飛矢崎貴規「批評にとって時間とはなにか——中島栄次郎論——」（『思想の科学研究会年報』4、思想の科学研究会、2022年11月）。つまり、名付けられ、名乗り、名指されるという自他の関係性が、「現にこのように織りあわされたという事実の一回的なあり方」（柄谷行人『トランスクリティーク——カントとマルクス——』岩波書店、2010年）、換言すれば、「複数性」（前掲出口1995年）の「一回的なあり方」こそが、人名に表れた個人の固有性なのである。歴史学者の保苺実が、その著書において、自身を「さまざまな名前（ミノル・ホカリ、ミノ、保苺、私、僕、筆者、など）」で登場させたように、「主体は、常に関係性のなかで位置づけられており」、「西洋近代が想定したほど強固でも単一でもない」（保苺実『ラディカル・オーラル・ヒストリー——オーストラリア先住民アボリジニの歴史実践——』御茶の水書房、2004年）。本研究もまた、他者とは隔絶した「西洋近代」的な自己を想定するのではなく、さりとして、関係性（権力・構造）のうちに、個人を還元してしまうのでもない、ある意味凡庸な（しかし実態に即した）立場に踏み止まったつもりである。

終章末尾では、本研究の実証的・理論的な諸課題を挙げ、今後の展望を示しつつ、稿を閉じた。本稿のささやかな結論は、〈歴史にとって固有名とは何か〉（飛矢崎氏の表現を拝借した）という哲学的な問いの中で、あらためて位置付けられる必要があるだろう。